

横浜市バリアフリー検討協議会運営要綱【新旧対照表】

旧 (下線部分は、変更箇所を示す)	新 (下線部分は、変更箇所を示す)	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>横浜市バリアフリー検討協議会運営要綱</b></p> <p>制定 平成 20 年 8 月 1 日 道企第 626 号 (局長決裁)            改正 平成 24 年 3 月 30 日道企第 1434 号 (局長決裁)            改正 平成 28 年 10 月 6 日 道企第 794 号 (局長決裁)</p> <p>(目 的)            第 1 条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年 6 月 21 日 法律第 91 号 以下「法」という。)に基づく基本構想に関する検討を行い、専門的な見地からの意見を聴取するため、横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱第 9 条に規定する横浜市バリアフリー検討協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(意見聴取)            第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事項に関し協議会の意見を聴くものとする。            (1) 法第 25 条に基づく移動等円滑化基本構想(以下「基本構想」という。)の作成に係る事項            (2) 法第 27 条に基づく基本構想の作成等の提案に係る事項            (3) 基本構想に基づく事業等の事後評価に係る事項            (4) その他基本構想に係る横浜市全般の事項</p> <p>(委員構成)            第 3 条 協議会を構成する委員は、次の各号に掲げる者とする。            (1) 学識経験のある者            (2) 鉄道事業者や道路管理者などの事業者            (3) 関係団体を代表する者            (4) 関係行政機関の職員            (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者</p> <p>(任 期)            第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。            2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会 議)            第 5 条 協議会の会議は、市長が招集する。            2 市長は、協議会において必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。            3 協議会には、各区の基本構想の検討のため、区部会を置くことができるものとする。            4 協議会には、その他個別の課題の検討のため必要に応じて、部会を置くことができる。</p> <p>(座長等の選任)            第 6 条 協議会の会議の円滑な進行のため、座長 1 名を選任することができる。また、必要に応じて副座長 1 名を選任する。            2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。</p> <p>(庶 務)            第 7 条 協議会の庶務は、横浜市道路局計画調整部企画課において処理する。</p> <p>(補 則)            第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則            この要綱は、平成 20 年 8 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則            この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則            (施行期日)            1 この要綱は、平成 28 年 10 月 6 日から施行する。            (経過措置)            2 この要綱の施行の際現に設置されている地区部会は、従前の例により活動できるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>横浜市バリアフリー検討協議会運営要綱</b></p> <p>制定 平成 20 年 8 月 1 日 道企第 626 号 (局長決裁)            改正 平成 24 年 3 月 30 日道企第 1434 号 (局長決裁)            改正 平成 28 年 10 月 6 日 道企第 794 号 (局長決裁)  <u>改正 令和 年 月 日 道企第 号 (局長決裁)</u></p> <p>(目 的)            第 1 条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年 6 月 21 日 法律第 91 号 以下「法」という。)に基づく基本構想に関する検討を行い、専門的な見地からの意見を聴取するため、<u>法第 26 条及び</u>横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱第 8 条に規定する横浜市バリアフリー検討協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(意見聴取)            第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事項に関し協議会の意見を聴くものとする。            (1) 法第 25 条に基づく移動等円滑化基本構想(以下「基本構想」という。)の作成に係る事項            (2) 法第 27 条に基づく基本構想の作成等の提案に係る事項            (3) <u>法第 25 条の 2 に基づく</u>基本構想に基づく事業等の<u>評価等</u>に係る事項            (4) その他基本構想に係る横浜市全般の事項</p> <p>(委員構成)            第 3 条 協議会を構成する委員は、次の各号に掲げる者とする。            (1) 学識経験のある者            (2) 鉄道事業者や道路管理者などの事業者            (3) 関係団体を代表する者            (4) 関係行政機関の職員            (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者</p> <p>(任 期)            第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。            2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会 議)            第 5 条 協議会の会議は、市長が招集する。            2 市長は、協議会において必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。            3 協議会には、各<u>地区</u>の基本構想の検討のため、区部会 <u>又は地区部会</u>を置くことができるものとする。            4 協議会には、その他個別の課題の検討のため必要に応じて、部会を置くことができる。</p> <p>(座長等の選任)            第 6 条 協議会の会議の円滑な進行のため、座長 1 名を選任することができる。また、必要に応じて副座長 1 名を選任する。            2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。</p> <p>(庶 務)            第 7 条 協議会の庶務は、横浜市道路局計画調整部企画課において処理する。</p> <p>(補 則)            第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則            この要綱は、平成 20 年 8 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則            この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則            (施行期日)            1 この要綱は、平成 28 年 10 月 6 日から施行する。            (経過措置)            2 この要綱の施行の際現に設置されている地区部会は、従前の例により活動できるものとする。</p> <p><u>附 則</u>  <u>この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>新設            文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p>



横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案に関する手続き要領【新旧対照表】

旧 (下線部分は、変更箇所を示す)	新 (下線部分は、変更箇所を示す)	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案に関する手続き要領</b></p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」（以下「法」という。）第27条の規定に基づき、横浜市に対し基本構想の作成又は変更（以下「作成等」という。）を提案する手続きに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事前相談) 第2条 提案者は、事前に道路局企画課に相談することができる。</p> <p>(提出書類等) 第3条 提案者は、提案にあたって次の書類を提出するものとする。 (1) 提案書（様式1） (2) 関係書類 (3) その他の提案内容の説明に必要な資料 2 前項の書類の提出先は<u>道路局企画課または健康福祉局福祉保健課、区役所区政推進課</u>とする。</p> <p>(提案の受理) 第4条 横浜市は、提出書類について、速やかに提案要件（別表）の審査を行うものとする。 2 横浜市は、提出書類に補正すべき事項が認められたときは、提案者に提出書類の補正を求めることができる。 3 横浜市は、前項の規定による補正を提案者が行わない場合は、提案者に手続きが進められない旨の通知をしなければならない。 4 横浜市は、前項の規定による通知を行ったときは、補正が行われるまで手続きを進めないものとする。</p> <p>(手続きの進行状況に関する情報提供) 第5条 横浜市は、提案者から受理した提案（以下「提案」という。）について、必要がある場合は、手続きの進行状況に関する情報を提案者に提供するものとする。</p> <p>(提案の変更) 第6条 提案者は、横浜市が提案の採否について決定するまでは、横浜市と協議・調整し、提案を修正・変更できるものとする。</p> <p>(提案の取り下げ) 第7条 提案者は、横浜市が提案の採否について決定するまでは、取下書（様式2）を提出することにより、提案を取り下げることができる。</p> <p>(提案の採否に係る決定) 第8条 横浜市は、「横浜市バリアフリー検討協議会」において、提案の内容を説明し、当該協議会の意見を聴いた上で、提案の採否について決定するものとする。</p> <p>(提案者への通知及び公表、基本構想の作成等) 第9条 横浜市は、前条に基づく決定を行ったときは、その理由を付して、速やかに提案者に通知し、公表しなければならない。 2 横浜市は、提案を採用する場合は、提案内容を踏まえ、基本構想作成等を行うものとする。</p> <p>(事務局) 第10条 本要領に係る事務は、道路局企画課が行う。</p> <p>(委任) 第11条 提案の手続きに関して必要な事項は、道路局長が別に定める。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成22年3月11日から施行する。</p> <p>(別表 第4条関係) (略)</p> <p>参考様式1（第2条関係） (略)</p> <p>様式1（第3条関係） (略)</p> <p>様式2（第7条関係） (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案に関する手続き要領</b></p> <p style="text-align: center;"><u>改正 令和 年 月 日 道企第 号（局長決裁）</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」（以下「法」という。）第27条の規定に基づき、横浜市に対し基本構想の作成又は変更（以下「作成等」という。）を提案する手続きに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事前相談) 第2条 提案者は、事前に道路局企画課に相談することができる。<u>(参考様式1)</u></p> <p>(提出書類等) 第3条 提案者は、提案にあたって次の書類を提出するものとする。 (1) 提案書（様式1） (2) 関係書類 (3) その他の提案内容の説明に必要な資料 2 前項の書類の提出先は<u>道路局企画課</u>とする。</p> <p>(提案の受理) 第4条 横浜市は、提出書類について、速やかに提案要件（別表）の審査を行うものとする。 2 横浜市は、提出書類に補正すべき事項が認められたときは、提案者に提出書類の補正を求めることができる。 3 横浜市は、前項の規定による補正を提案者が行わない場合は、提案者に手続きが進められない旨の通知をしなければならない。 4 横浜市は、前項の規定による通知を行ったときは、補正が行われるまで手続きを進めないものとする。</p> <p>(手続きの進行状況に関する情報提供) 第5条 横浜市は、提案者から受理した提案（以下「提案」という。）について、必要がある場合は、手続きの進行状況に関する情報を提案者に提供するものとする。</p> <p>(提案の変更) 第6条 提案者は、横浜市が提案の採否について決定するまでは、横浜市と協議・調整し、提案を修正・変更できるものとする。</p> <p>(提案の取り下げ) 第7条 提案者は、横浜市が提案の採否について決定するまでは、取下書（様式2）を提出することにより、提案を取り下げることができる。</p> <p>(提案の採否に係る決定) 第8条 横浜市は、「横浜市バリアフリー検討協議会」において、提案の内容を説明し、当該協議会の意見を聴いた上で、提案の採否について決定するものとする。</p> <p>(提案者への通知及び公表、基本構想の作成等) 第9条 横浜市は、前条に基づく決定を行ったときは、その理由を付して、速やかに提案者に通知し、公表しなければならない。 2 横浜市は、提案を採用する場合は、提案内容を踏まえ、基本構想作成等を行うものとする。</p> <p>(事務局) 第10条 本要領に係る事務は、道路局企画課が行う。</p> <p>(委任) 第11条 提案の手続きに関して必要な事項は、道路局長が別に定める。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成22年3月11日から施行する。 <u>2 この要領は、令和 年 月 日から施行する。</u></p> <p>(別表 第4条関係) (略)</p> <p>参考様式1（第2条関係） (略)</p> <p>様式1（第3条関係） (略)</p> <p>様式2（第7条関係） (略)</p>	<p>文言整理</p>



様式1 (第3条関係)

バリアフリー基本構想作成等提案書

横浜市長

令和 年 月 日

1 提案者 (団体)

氏名 (団体名)	
住所 連絡先	

※1 提案者が団体の場合は、団体の概要 (代表者、主要構成員名簿、法人格の有無) が分かる資料を添付する。

2 基本構想の素案 (明記すべき事項)

対象地区の位置及び特性	
提案の理由と目的	
生活関連施設の選定	
生活関連経路の設定	
重点整備地区の範囲の設定	
地区の課題と対応策の整理	
その他事項	

※2 横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き等を参照し、必要事項を記入する。

※3 重点整備地区の位置・範囲、生活関連施設・経路がわかる図面等を添付する。

3 基本構想策定により高齢者・障害者等の移動等の円滑化に寄与できる点

--

※4 上記各項について、記入欄が足りない場合は任意の別紙に記入し添付する。

様式2（第7条関係）

取下書

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）第27条に基づき提案を取下げます。

横浜市長

令和 年 月 日

提案者氏名 印

1. 提案書提出日 令和 年 月 日

2. 提案対象地区

# 横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き

令和元年〇月  
横浜市道路局

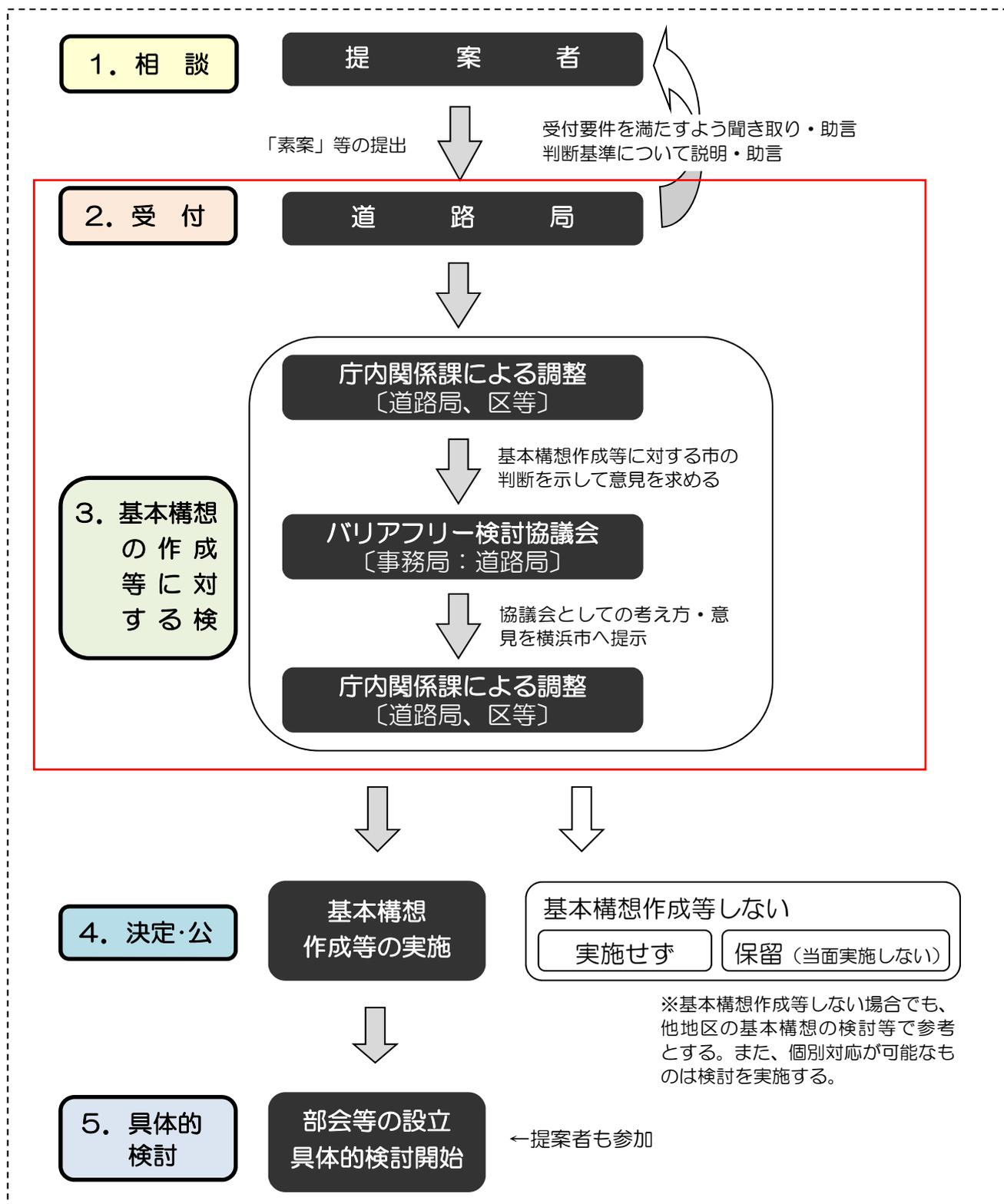
# 目 次

1. 基本構想作成等の提案の手引きの目的と位置づけ	1
(1) 基本構想作成等の提案の手引きの目的	1
(2) 基本構想作成等の提案の手引きの位置づけ	1
2. バリアフリー基本構想とその提案について	2
(1) バリアフリー基本構想とは	2
(2) 基本構想作成等の提案とは	3
3. 基本構想作成等の提案方法について	4
(1) 基本構想の素案とは	4
(2) 基本構想の素案に明示すべき事項	4
(3) 横浜市における基本構想作成等の提案の流れ	12
4. 手続き要領及び様式	14
(1) バリアフリー基本構想作成等の提案に関する手続き要領	14
(2) バリアフリー基本構想作成等提案事前相談書（参考）	17
(3) バリアフリー基本構想作成等提案書	18
(4) 書き方参考例	19
—資料編—	
資料1. バリアフリー法とは	25
(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律（バリアフリー法）	25
(2) バリアフリー基本構想とは	26
資料2. 横浜市における基本構想の検討体制	29
(1) 横浜市における基本構想の検討体制	29
資料3. 参考文献等	30
(1) 参考文献	30
(2) バリアフリーに基づく移動等円滑化基準及びガイドライン	30
(3) 参考	30

### (3)横浜市における基本構想作成等の提案の流れ

提案者が横浜市に対して基本構想作成等の提案を行う場合、以下のように検討を進めます。  
また、次ページでは提案までの流れについての解説を示します。

図3 横浜市における基本構想作成等の提案の流れ



## 1. 相談について

- 基本構想作成等の提案をしようとする場合には、必要に応じて「バリアフリー基本構想作成等提案事前相談書」に必要事項を記入の上、道路局企画課に相談してください。

## 2. 受付について

- 提案者は、「3.基本構想作成等の提案方法について」および「4.(4) 書き方参考例」を確認の上、基本構想の素案を作成し道路局企画課に提出してください。
- 基本構想の素案等が提出された場合には、受付要件を満たすよう聞き取り・助言をすると共に判断基準について説明・助言し、受付要件を満たす基本構想の素案について、手続きを進めていきます。
- 受付提案先については、最終ページを参照してください。

## 3. 基本構想作成等に対する検討について

- 受理された基本構想の素案は、**庁内関係課による調整**の検討結果を踏まえて判断基準等により、基本構想作成等を実施するかについて判断します。
- 上記の判断については、バリアフリー検討協議会<sup>※5</sup>において説明し、意見を求めています。
- バリアフリー検討協議会での意見を踏まえ、基本構想作成等を実施するかどうか、**庁内関係課による調整**で再検討します。

## 4. 決定・公表について

- 基本構想作成等を実施するか否かについては、**庁内関係課による調整**の検討結果を踏まえて、横浜市が決定の上、公表します。
- 基本構想作成等を実施しない、もしくは、保留（当面実施しない）の場合でも、今後の基本構想の検討の参考としていきます。
- 個別対応が可能なものは検討を実施していきます。

## 5. 具体的な検討について

- 当該提案を踏まえて基本構想作成等を実施する場合には、部会<sup>※5</sup>等を設立し、具体的な検討を進めていきます。
- **提案者にも部会<sup>※5</sup>に参加していただくことがあります。**
- 基本構想に位置づけた内容は、事業者に一定の制約を課すこともあり、バリアフリー新法において、基本構想に定めようとする特定事業等<sup>※6</sup>に関する事項については、関係する事業者と協議の上、決定しなければならないとされています。具体的な検討の過程では、効果・実現可能性あるいはその他諸条件等を勘案して、基本構想の内容を設定するため、**いただいた提案内容を反映できない場合もあるということをご了承下さい。**

※5) P28 「資料 2.横浜市における基本構想の検討体制」参照

※6) P10 「【参考】特定事業等について」参照

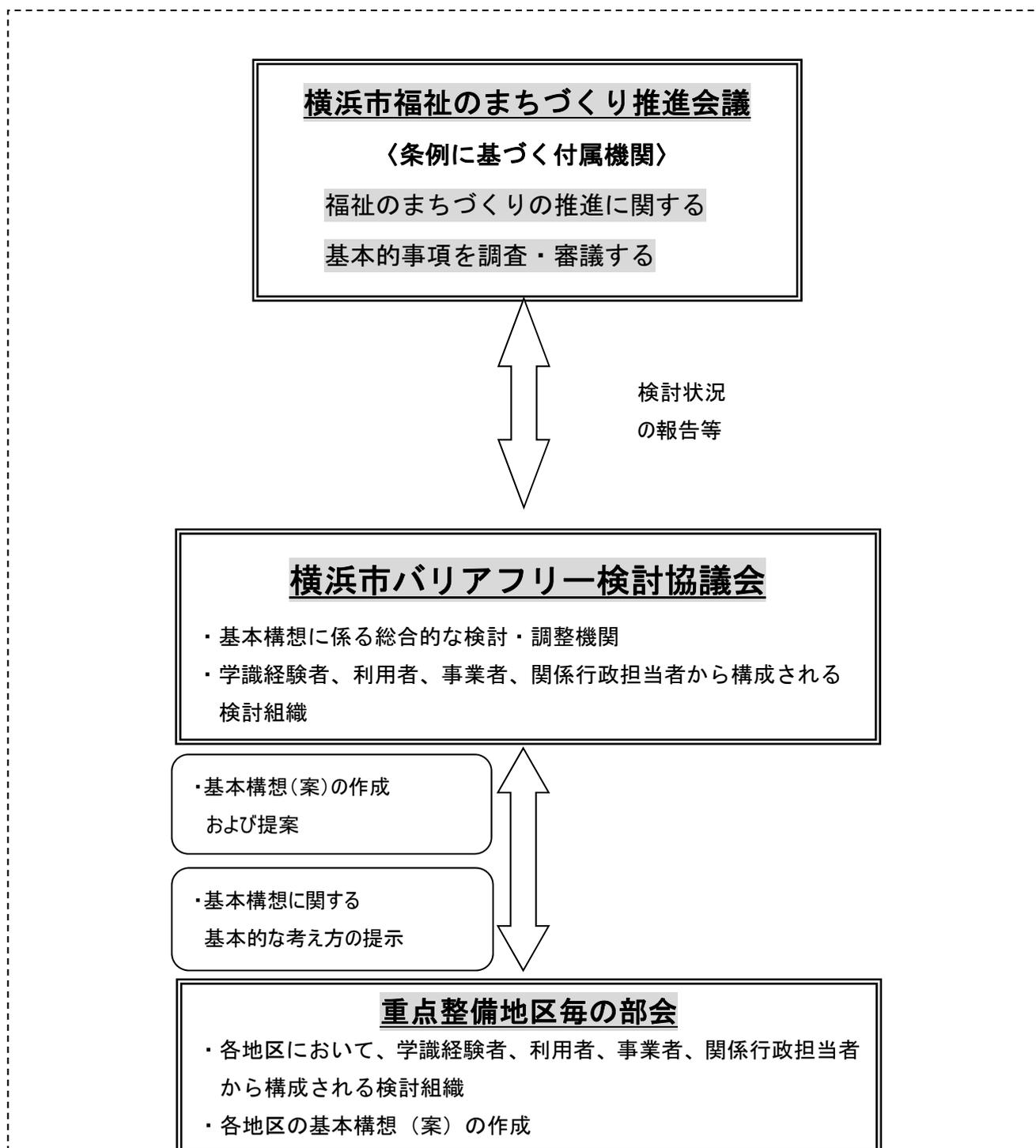
## 資料2. 横浜市における基本構想の検討体制

### (1) 横浜市における基本構想の検討体制

基本構想策定に際しては、高齢者・障害者等の移動や施設利用の実態を踏まえ、そのニーズに的確に対応した構想を作成することが求められています。また、バリアフリー化のための事業の実施主体となる公共交通（鉄道・バス）事業者、道路管理者、公園管理者、公安委員会などの協力がが必要です。

これらを踏まえ、横浜市では、図4に示す体制で基本構想に係る事項の検討を進めています。

図4 横浜市における基本構想の検討体制



## 資料3. 参考文献等

### (1)参考文献

名 称	発行年／発行者等
移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン	平成31年3月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

### (2)バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン

名 称	発行年／発行者等
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	平成18年12月 政令（平成30年最終更新）
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準	平成18年12月 国土交通省令（平成30年最終更新）
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成18年12月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準	平成18年12月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成18年12月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	平成18年12月 国家公安委員会規則
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編）	平成30年7月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課
公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン（車両等編）	平成30年7月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成23年8月 財団法人 国土技術研究センター
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（改訂版）	平成29年3月 社団法人 日本公園緑地協会
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	平成19年 国土交通省 住宅局 建築指導課 （平成29年3月改正）

### (3)参考

名 称	発行年／発行者
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成25年 横浜市健康福祉局
横浜市公共サインガイドライン（改訂版）	平成30年 横浜市都市整備局